

平成29年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

平成29年12月22日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第137号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第138号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第139号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議第141号 下越障害福祉事務組合規約の変更について
議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 議第145号 財産の取得について
議第146号 市道路線の認定について
議第147号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）
議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 6 議第159号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（26名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小杉武仁君 | 2番 | 河村幸雄君 |
| 3番 | 本間善和君 | 4番 | 鈴木好彦君 |
| 5番 | 稲葉久美子君 | 6番 | 渡辺昌君 |
| 7番 | 尾形修平君 | 8番 | 板垣千代子君 |
| 9番 | 鈴木いせ子君 | 10番 | 本間清人君 |
| 11番 | 川村敏晴君 | 12番 | 小杉和也君 |
| 13番 | 姫路敏君 | 14番 | 竹内喜代嗣君 |
| 15番 | 平山耕君 | 16番 | 川崎健二君 |
| 17番 | 木村貞雄君 | 18番 | 小田信人君 |
| 19番 | 長谷川孝君 | 20番 | 小林重平君 |
| 21番 | 佐藤重陽君 | 22番 | 大滝国吉君 |
| 23番 | 大滝久志君 | 24番 | 山田勉君 |
| 25番 | 板垣一徳君 | 26番 | 三田敏秋君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

| | |
|--------|-------|
| 市長 | 高橋邦芳君 |
| 副市長 | 忠聡君 |
| 教育長 | 遠藤友春君 |
| 総務課長 | 佐藤憲昭君 |
| 財政課長 | 田邊覚君 |
| 政策推進課長 | 山田和浩君 |
| 自治振興課長 | 川崎光一君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 市民課長 | 尾方貞一君 |
| 環境課長 | 中山明子君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|---|
| 介護高齢課長 | 小 | 田 | 正 | 浩 | 君 |
| 福祉課長 | 加 | 藤 | 良 | 成 | 君 |
| 農林水産課長 | 山 | 田 | 義 | 則 | 君 |
| 商工観光課長 | 竹 | 内 | 和 | 広 | 君 |
| 建設課長 | 中 | 村 | 則 | 彦 | 君 |
| 都市計画課長 | 東 | 海 | 林 | 則 | 雄 |
| 下水道課長 | 早 | 川 | 明 | 男 | 君 |
| 水道局長 | 川 | 村 | 甚 | 一 | 君 |
| 会計管理者 | 中 | 村 | る | み | 子 |
| 農業委員会 事務局長 | 小 | 川 | 寛 | 一 | 君 |
| 選管・監査 事務局長 | 佐 | 藤 | 直 | 人 | 君 |
| 消防長 | 長 | | 研 | 一 | 君 |
| 学校教育課長 | 木 | 村 | 正 | 夫 | 君 |
| 生涯学習課長 | 板 | 垣 | 敏 | 幸 | 君 |
| 荒川支所長 | 小 | 川 | | 剛 | 君 |
| 神林支所長 | 鈴 | 木 | 芳 | 晴 | 君 |
| 朝日支所長 | 岩 | 沢 | 深 | 雪 | 君 |
| 山北支所長 | 斎 | 藤 | 一 | 浩 | 君 |

○事務局職員出席者

| | | | | |
|-------|---|---|---|---|
| 事務局長 | 小 | 林 | 政 | 一 |
| 事務局次長 | 大 | 西 | 恵 | 子 |
| 係長 | 鈴 | 木 | | 涉 |

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、5番、稲葉久美子さん、19番、長谷川孝君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 議第137号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第138号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第139号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制
定について

議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第2、議第137号から議第140号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第137号から議第140号までの4議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月13日午前10時から第1委員会室において、委員全員、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第137号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の事故について職員へどのような形で周知、指導するのかとの質疑に、事故があ

るごとに副市長から職員に注意喚起し、今回のような大きな事故については、事故の重さと責任を痛感させるため、市長から市長訓示並びに副市長から通知しています。また、毎月前月の交通事故の状況を電子掲示板で知らせておりますとの答弁。

また、委員より、職員全員が重く受けとめるよう朝礼等で事案を徹底してほしいとの質疑に、各課長においては、毎朝朝礼で特に冬期間は外出の際の注意喚起を促しております。また、庁用車については、実効性のある交通事故防止の対策を検討しているとの答弁。

また、委員より、これからどのような方法を考えているのかとの質疑に、庁舎用にステッカー等を添付したり、ドライブレコーダーについても今準備中です。全車ではなく、主に遠出する公用車に全て設置していきたい。また、今後リース、レンタルを行う際には、安全装置付きの車を導入することで財政課とも協議済みですとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第137号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第138号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第138号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第139号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第139号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、通学する大学生を加えるということですが、対象者は新潟リハビリテーション大学や新潟方面から通う通学生なのかとの質疑に、学生は市に住所がある方は今までも入団可能です。村上市に住所がなく、市に通学している方にも枠を広げている。新潟リハビリテーション大学、新潟看護専門学校等の学生が対象になりますとの答弁。

また、委員より、消防団は人材が不足しているから誰でも入ってくれというものではない。地域の環境を知っていると、団員とコミュニケーションがとれるかなどを考えて進めてほしいとの質疑に、団員をないがしろにはしていない。規則で各分団に人員の配置を行っている。地域に根差した消防団活動を期待しているとの答弁。

また、委員より、条例を変えただけで団員がふえるわけではない。消防演習、出初め式等ふだんの活動等に対する行政としての支援が足りないのではないのかとの質疑に、財政的な部分については難しいが、団員が求めるものを煮詰めて進めていきたいとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第140号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議第141号 下越障害福祉事務組合規約の変更について

議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第141号から議第144号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されております議第141号から144号までの4議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月14日午前10時から第1委員会室において、委員8名、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第141号 下越障害福祉事務組合規約の変更についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第141号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回指定管理者となるNK Sコーポレーションの前身は、新潟管財さんだと思うが、間違いはないのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁。

委員より、今回の公募にはもう一社参加されているが、事業者名は公開できるのかとの質疑に、株式会社エルムであるとの答弁。

委員より、今回の指定管理期間は3年となっているが、指定管理者制度運用ガイドラインによると、効率的に運用されている場合は5年としてもよいことになっているが、どうして3年としたのかとの質疑に、今回民間の公募で新規参入の機会も考慮して3年としたとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第142号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、これも2社であるが、もう1社は株式会社エルムであるのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁。

委員より、株式会社NKSコーポレーション新潟支店のほうが点数が高かったとしているが、どのくらいの差がついたのですかとの質疑に、満点が900点で、株式会社NKSコーポレーション新潟支店が584点、株式会社エルムが565点であったとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第143号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定期間が3年間となっているが、いかなる理由かとの質疑に、障害者福祉計画が3年間で見直しを行っていて、この施設も計画に入っているためであるとの答弁。

委員より、期間の決定に関しては担当課だけで決めて原案を上上げていくのかとの質疑に、プロセスとしては担当課で原案を作成して、行政改革の担当と詰めていくとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第144号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第141号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第145号 財産の取得について

議第146号 市道路線の認定について

議第147号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第145号から議第150号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） おはようございます。ただいま上程されております議第145号から議第150号までの6議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月15日、市役所第1委員会室において、委員7名、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開会しました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第145号 財産の取得についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、9月定例会での市長答弁では地元区長と瀬波温泉旅館組合からの強い要望であり、購入する方向となったとのことであったが、この要望書は市長に直接渡されたものかとの質疑に、担当課で受け付けて市長に付議を回したとの答弁でした。

委員より、市による建物購入の契約であるが、取得先側の税金の扱いはどのようになっているのかとの質疑に、公有地の拡大に関する法律の適用については検討したが、取得先側で担当税理士にも確認し、公拡法の対応は不要との返答であったとの答弁でした。

委員より、契約書に転売の禁止という規定がないがとの質疑に、国有財産の取得のときなどに財産処分の制限を加えることはあるが、それは売り主側でその条件があれば記載するのが原則と考えるとの答弁でした。

委員より、取得先側の不動産鑑定結果はとの質疑に、取得先が不動産鑑定士に依頼したときに公開の条件が定められていて、その不動産鑑定士と取得先との間で公開先の中に公の場での公表が入っていない。個人所有の私文書であるので、金額も含めての公開はしないでほしいとの判断したものである。売り手側の意思と私ども買い手側の意思の中で価格の交渉を進めているので、口頭での金額の提示を受けているが、公の場での公表は避けていただきたいとの答弁でした。

委員より、議会に諮るためどうしても必要だと取得先側を通じて鑑定士とも話をして、取得先側の鑑定結果を資料として用意してもらわないと困る。鑑定の公開先には議会を含めてもらうべきだったと思うが、いかがかとの質疑に、取得先側の鑑定士とも一度話をしたことがあったが、比較資料を出さなかったのは大変申しわけなかったとの答弁でした。

委員より、鑑定費用はとの質疑に、一般質問で約40万円程度と答弁したが、53万5,680円であったとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、賛成の討論が1件あり、起立採決の結果、起立多数で議第145号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第146号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、以前から利用されている私道を市道認定してもらおうとしたら認定できない状況が見受けられるが、大丈夫であったかとの質疑に、この場所も道路橋となる部分に隣接する民地の悉皆未定地の解決に数年かかったが、境界が明確になったことで、寄附を受けて市道認定をお願いするものであるとの答弁でした。

その他さしたる質疑もなく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第146号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第147号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第147号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第148号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第149号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定期間について経済建設常任委員会と株式会社まほろばとの意見交換では、経営計画や企画にある程度の期間が必要で、10年という意見があったがとの質疑に、今回は朝日みどりの里自体の改修を控えているため、5年としたとの答弁でした。

委員より、8施設のうち経営上黒字になる施設と赤字の施設があり、きれい館のポンプ修繕が高額との話があったが、今後対応はとの質疑に、これまでも50万円を超える大規模な修繕は市で行っている。事業の努力で全体で黒字にしてもらい、朝日みどりの里の運営を一体としてお願いするというご理解いただいているとの答弁でした。

委員より、施設のあり方、目的がそれぞれ違う。今後はそれぞれの目的に合わせた指定管理の方法を考え出さないとやる気にかかわると考えるがとの質疑に、そのとおりであり、指定管理の根本には民間活用でどんどん収益を上げることがある。やればやるほどもうかる施設と赤字になる施設が果たして一体でよいかは、大きな課題と認識している。事業者と話し合い、優先先を決めて施設の整備、工事等は実施するとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第150号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

尾形修平君。

○7番（尾形修平君） ご苦労さまでございます。今ほど委員長報告の中で、議第145号に関して委員会でけんけんがくがくの議論があったというふうに私は感じたのですけれども、1点確認させていただきたいのが、委員長報告の中で賛成討論が1件あったということで私聞いたつもりなのですが、今回討論通告書の中に委員会のメンバーの方が2人おられるわけです。そういった方々から委員会内での討論というか、反対はなかったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ありませんでした。

○7番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第145号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） それでは、原案に対しまして反対の討論をさせていただきます。

その前に、今ほど尾形議員のほうから委員会での反対討論はなかったのかということでございますが、私は所管の委員でありながら、その日の委員会に私事で実は欠席をし、その協議、質疑に参加していなかったものですから、大変申しわけなく思っております。この場をおかりして、私の責任である委員会の質疑に参加しなかったことに関して、皆様に対しておわびを申し上げます。

まず、反対討論でございますが、去る9月定例会において村上市土地取得特別会計で1億1,500万円の予算が計上され、その議題は賛成多数で可決されましたが、市民の方の中には、なぜ村上市で購入しなければならないのか不思議だという方もいらっしゃいました。村上市は、地区の要望があったり区長の要望があったら、あのような形で企業や個人の資産を購入できるのですねなどという方もいらっしゃいます。9月定例会においても、反対の立場で討論をさせていただきましたが、地区住民や持ち主の要望は、十二分にわかっているつもりでございます。何度も言うように、行政が購入するのにこのような補正予算などで予算化し、建物の取得をしていること自体が私はおかしいということでございます。総合計画に基づいての案件ならともかく、補正予算での案件というのものがなものでしょうか。土地、建物の鑑定調査は、1年も前に行っているものですから、市長の以前の答弁のように、相手との金額が折り合ったので、契約すると言っておりました。地元の方々にも、早目の活用方法の検討に入ってもよろしかったのではないのでしょうか。その上で、議会に観光地の中心部にあり、瀬波温泉観光の拠点とするため、このような施設として村上市が購入して活用しますという構想が先ではなかったのでしょうか。これからどのように活用するか協議するでは、余りにも簡単過ぎると思うのはいかがでしょうか。

それと、この建物は特殊価格で購入しようとしております。文化財でも寺社仏閣でもなく、美術館としての評価での特殊価格での購入をするのであれば、用途は美術館として利用するというのが適切ではありませんでしょうか。また、相手が村上市に購入してほしいと言ってきているわけですから、9月定例会での答弁でございますけれども、ならばなおさら特殊価格での購入にする必要がどのにあるのか私には全くわかりません。村上市の中心街でご商売をされているの方々にも、現在は楽な商売はしていない方が多いと聞いております。何かあったら村上市が全て購入してくれるので

しょう、また市民の方からそのような言われ方をしても、市長仕方がないのではありませんでしょうか。市民要望や区長要望もいろいろありますが、優先順位がこの物件が一番だったのですね。よく市長は、優先的にやれるものからしっかりと検討し、要望を聞き入れていきたいと言っておりますが、何かあると予算的にとか、今は検討しています。なぜこの案件に関しては決断されたのか、不思議でなりません。国や県も、村上市に対して補助金などを見直すなどと言っても仕方がないような案件ではないでしょうか。全く総合計画にない事業に1億1,500万円を使うほか、そのほかの事業に対しての補助金をいただけないなどといったおかしな話にならなければ、私はいいなと思っております。この議案を通すことで、ほかの大切な事業に支障を起ささないかが疑問ですし、観光の起爆剤になるかなどと雑誌にもこのたび掲載されておりますが、建物を取得するのが起爆剤になるとは私は全然思っておりません。したがって、今回のこの本議案に対しては反対とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） さきの討論と重複する部分がありますので、簡潔に述べさせていただきます。

理由は3点であります。1つ目は、利用計画がないのに土地開発基金から、そして今回建物購入ということになったことであります。

2つ目は、美術館として評価して購入価格を決めたということですが、設備などの補修にどのくらいかかるか検討して決めていないということが議案が上程されたときの質疑で明らかになっています。これでは、無理ではないかなと思います。

最後に3点目、今市民生活や皆さんの暮らしの大変さが悲鳴のように議員の皆様にも届いているかと思えます。今後の市政にあっては、箱物や開発優先の市政ではなくて、市民生活最優先の政治がとり行われる必要があるかと考えます。

以上3つの理由で反対いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

23番、大滝久志君。

〔23番 大滝久志君登壇〕

○23番（大滝久志君） ただいま上程されました議第145号について、反対の討論をさせていただきます。

私は、9月の補正のときも反対いたしましたし、先ほど行われた委員長報告の中にも、賛成多数ということで私は反対をいたしております。私は、このたびの市の提案については、平成29年度の主な事業として当初予算に組み込まれたものでもなく、市民に対しその必要性和緊急性と計画性に

乏しく、思いつきの予算計上と思ったからであります。

1つには、香藝の里を市有地に購入の件は、2年前からあった話であります。今なぜ市が急に買うことに決めたのか、多くの市民は疑問に思っています。地元から要望があったからとか、危険なうわさのある団体に購入されては困るとか、ただそれだけでは市民は納得しないのではないのでしょうか。もっとよく調査し、慎重に対処すべきであったと私は思っております。

さらに、建物の価格が7,432万円ということであり、美術品展示館としての価値を認めて決定したのであれば、例えば瀬波温泉美術館としての構想があつてしかるべきであります。そうでないのであれば、なぜ建物価格が安くなるように交渉しなかったのでしょうか。市民の税金を投入するのであれば、もっと慎重に、もっとシビアに、少しでも安く交渉するのが理事者の責務であると思ひます。建物の利活用が明確にされず、来年度検討組織を立ち上げ、地元や市民の声を聞いて考えるというのでは到底賛成できません。理事者の提案に対し、市民の税金の使い道をチェックし、議論するのが議会の立場であります。理事者の提案に批判も反対もなく、追認のみの議会であつてはならないと思ひております。市民の関心の高いこの香藝の里市の土地、建物購入問題は、議会がチェック機関として機能しているか否かが試されていると思ひております。緊急性、必要性、価格決定の公正さ、さらに計画性と政策力に欠けたものではないのでしょうか。皆さん、市民の立場に立っていま一度よく考えていただきたいと思ひます。良識ある議員皆様のご賛同を心からお願いを申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第145号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よつて、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第146号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よつて、議第146号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第147号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第148号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第149号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第149号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第150号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第150号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）

議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第151号から議第158号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査

を願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）について、その審査の概要と経過について報告申し上げます。

議第151号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を設置し、審査いただいたところであります。特別委員会の最終日には全体会を開き、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査と経過について報告させていただきます。

総務文教分科会長からは、歳入において第10款地方交付税で、委員より、昨年度より交付税が約1億円増、そのままいくと今年度の見込みはとの質疑に、普通交付税に限ると7月に額が決定し、125億1,368万7,000円、昨年より1.5%減、2億円ほど減少見込みですとの説明でした。

次に、歳出において第2款総務費で、地域おこし協力隊の現状はとの質疑に、平成27年度に導入を始め、現在6人の隊員で地域活性化に幅広く取り組み、活躍中です。地域、隊員、行政の3者が協力して定期的に会議を設け、課題克服や方向性について話し合っています。また、3年の任期が終了する者がいて、起業に向けて試行錯誤を繰り返しておりますとの説明でした。

第13款諸支出金について、寄附金積み立てについて、寄附者からその事業に使いたいと言える仕組みなのかとの質疑に、寄附の際用途を指定することができる。今回は多額で使い道がいろいろ考えられるので、来年度の予算の中で大規模改修であるとか、備品購入等担当課と説明、相談しながら予算づけしていきたい。また、その他寄附でも当面急いで使うものがない場合は、基金に積み立てることが考えられるとの説明でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳入ではさしたる質疑がなく、歳出では第3款民生費で、あらかわ保育園で人件費の物価上昇分として532万円の指定管理料を計上しているが、どのような理由かとの質疑に、当初予算を精算する上で最新のデータである平成27年度の公定価格をもとに積算しているが、このたび平成29年度の公定価格が国から示されたため、4月1日からの見直しを行ったためであるとの説明。

第4款衛生費で、荒川郷施設維持管理経費で101万9,000円計上しているが、雨が多く降ったためなのかとの質疑に、昨年度の1.5倍くらい降ったとの説明でした。

最後に、経済建設分科会長から、歳入では第15款県支出金について、昨年4月の農業委員会改正

に伴い創設された農地利用最適化交付金の使途はとの質疑に、本年の8月に委員の改正が行われたが、8月から3月までの委員報酬に対する交付金である。委員1人当たり6,000円に対し、国から100%充てられるとの説明でした。

次に、歳出では第6款農林水産業費で、有害鳥獣捕獲担い手確保事業補助金が補正計上されているが、市として有害鳥獣対策にかかわる経費は幾らなのかとの質疑に、当初予算は867万円で、有害鳥獣被害対策協議会の費用を含めると総額で2,059万5,000円となるとの説明でした。

次に、8款土木費で、区長や集落総代から消雪パイプの新規敷設についての要望があると思うが、今後の予定はとの質疑に、昨年度は村上市工業団地のところに消雪パイプを敷設した。重要な路線や急勾配で通常の機械除雪で安全性に不備があるようなところでは、今後も状況に応じて消雪パイプは必要であるとの説明でした。

全体会では、総務文教分科会長や経済建設分科会長の報告に対する質疑はなく、市民厚生分科会長の報告に対して委員から、預かり保育の現金のやりとりは今後改める姿勢が欲しいが、いかがかとの質疑に、次回の委員会で検討したいとの答弁でした。

以上、質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第151号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで一般会計予算・決算審査特別委員会における審査の概要と経過についてを報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第152号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第153号及び議第154号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、不足見込みの原因はわかるのかとの質疑に、基本的に退職にかかわるものが多く、退職の被保険者数が制度により減少しているため、少しの増減でも見込み額が大きく違ってくるためであるとの答弁。

委員より、いつの時点で不足見込みと判断するのかとの質疑に、この予算については9月議会後に確認し、その時点で不足が見込まれることから今回の補正となったとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第153号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、包括的支援事業・任意事業費において人件費が計上されているが、どのようになっているのかとの質疑に、総合相談事業として3名、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として5名、生活支援体制整備事業として4名を予定しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第154号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第155号から議第158号までの4議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに、議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第155号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第156号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第157号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第158号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第151号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第151号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第152号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第152号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第153号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第153号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第154号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第154号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第155号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第155号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第156号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第156号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第157号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第157号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第158号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第158号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第159号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第159号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第159号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,860万円を追加し、予算の規模を5億7,440万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、上山田地区飲料水供給施設の上水道への統合工事に要する経費であります。歳入におきましては、第5款繰越金で前年度繰越金10万円を、第7款市債で簡易水道事業債1,850万円をそれぞれ追加をいたしました。歳出におきましては、第2款施設費で簡易水道建設改良経費1,860万円を追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第159号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第159号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 議長、ここで私が質疑しているのかちょっとわからないのですが、議題に上がっているので。1つだけ疑問のあるところを、その答えは全員協議会でもいいとは思いますが、ちょっとここでせっかくの機会なので、質問させてよろしいでしょうか。

まず、第1番目のこの全国森林環境税創設促進議員連盟の議員派遣の件なのですが、これずっと我が村上市議会がその事務局を担当してやっているわけで、それに対してそこに派遣される議員様につきましては、大変ご苦勞願っていることに感謝申し上げるところでありますけれども、今回の議員派遣の派遣目的が正副会長会議となっております。そうしますと、この派遣議員の中に板垣一徳議員はこの全体の会長でありますから、当然この会議には出席するのだろうと。ただし、公費を使って宿泊していく会議であるわけですが、そこにもう二方の議員は、何らその正副会長会議には関係ないわけですね。その……

○議長（三田敏秋君） それは、当村上市議会が事務局を持っています、総幹事、総務というようなことで重要な役割を担っているんで、当然会長会議には出席の旨ということであります。

本間清人君。

○10番（本間清人君） もしよろしければ、ここでいろいろ議論しても、これ内部のことなのですが、せっかくの機会でございますので、例えばそういった予算またはその派遣内容、例えばほかの議会の方も当然この正副会長、会長は1人でしょうけれども、副会長が何名かいるのでしょうか、その副会長が今どこの人で、ましてやどこからどういうふうに来て、そこにはたった1人なのか、事務局も来るのか、そういった詳細もまた我々にもお伝えいただければありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） 本間議員に申し上げます。きょうは全員協議会で森林環境税創設の旨の会長から発言が求められておりますので、そのときに会長から回答をさせていただきます。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは改めまして、内容に変更が生じた場合は議長にご一任願いたいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任をされました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成29年第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前11時28分 閉会